

農業機械導入支援事業

農業の効率化・スマート化を応援します！最大**200万円**を補助。

以下のいずれかの条件を満たす方が対象です。

- 実施計画書において水張面積の合計が1ha (100a) 以上の農業者
- 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織の方

補助の金額と上限

市からの補助 (対象経費の 1/3 以内)

自己負担 (2/3)

※対象経費は、税抜き価格が対象となります。

通常の農業機械

補助上限額 **100万円**

スマート農業機械 

補助上限額 **200万円**

※原則、スマート農業機械とは、農林水産省が定める「スマート農業技術カタログ」に記載があるものに限りま

対象となる機械の条件



本体価格が
20万円以上
のもの



その他の補助金
等の交付対象と
なっていないもの



市長が必要と
認めるもの

 **申請前のご注意 (必ずお守りください)**



7年間の処分禁止

導入後7年間は、機械を売却したり、処分したりしてはいけません。(※故障により使えなくなった場合を除く)



ナンバーの取得・装着

購入した農業機械が「大型・小型特殊自動車」に該当する場合は、必ずナンバーを取得し、適切な位置に装着してください。

【重要】農業機械導入補助金に関する注意事項



●農業機械で認められないもの

- 軽トラックなど汎用性の高いもの
- 農業用倉庫など建物
- その他農業用の機械と認められないもの

●納入・報告期限



原則、令和8年12月末までに機械の導入が完了し、令和9年2月1日までに実績報告が完了できること。

●手続きについて

①全体の流れ



②交付申請

重点交付金農業機械導入事業申請時チェックリストを元に申請を行ってください。

③交付決定

予算の範囲内で対応するため状況によっては希望どおりの金額とならない場合があります。

④実績報告

重点交付金農業機械導入事業実績報告時チェックリストを元に報告を行ってください。

⑤補助金支払い

場合によっては、実績報告後1か月程度かかる場合があります。

